

給 与 規 程

社会福祉法人 歓びの園

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この給与規定は、社会福祉法人歓びの園就業規則第 33 条の規定に基づき、職員の給与に
関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 職員に支給する給与の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 給 料
- (2) 扶 養 手 当
- (3) 住 居 手 当
- (4) 通 勤 手 当
- (5) 運 転 手 当
- (6) 資 格 手 当
- (7) 主 任 手 当
- (8) サービス管理責任者手当
- (9) 宿日直手当
- (10) 時間外勤務手当
- (11) 施設管理者手当
- (12) 期 末 手 当
- (13) 勤 勉 手 当
- (14) 処 遇 改 善 手 当
- (15) 特定処遇改善手当

(取扱いの平等)

第 3 条 職員の性別、国籍、信条または社会的身分を理由として差別的取扱いはしない。

(給与の計算期間)

第 4 条 給与の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給日は毎月 25 日とする。

但し、支給日が金融機関の休日の場合は、その前日に支給する。

- 2 諸手当のうち、運転手当、時間外勤務手当については前月 21 日より当月 20 日までとして
締切計算を行い、毎月 25 日に支払う。

(給与の計算方法)

第 5 条 新たに職員となった者にはその日から給与を支給し、昇給、降給によって給料額に異動
を生じた者にはその日から新たに定められた給料を日割計算して支給する。

- 2 職員が退職したとき、又は無給休職になったときは、その日までの給料を日割計算して支
給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。
- 4 第 1 項または第 2 項の規定によって給料を支給する場合であって、その月の 1 日から支
給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日
数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 5 給与締切り期間における給与の総額、期末、勤勉手当に 1 円未満の端数が生じた場合は
これを切捨て計算する。

(給与の減額)

第 6 条 遅刻、早退、欠勤、所定の勤務時間の全部又は一部について従事しなかった時間に対す
る給料は支給しない。

- 2 前項の場合の従事しなかった時間の計算は、当該計算期間の末日において合計し 30 分未
満は切捨て、31 分から 1 時間未満の端数は 30 分として計算する。
- 3 前項の計算は、給料及び通勤手当、資格手当、サービス管理責任者手当、施設管理者手当、
処遇改善手当、特定処遇改善手当の合計額をその月の全勤務時間数で割った 1 時間当たり
の給料を基礎とする。

(給与の支払方法)

第 7 条 給与は通貨で、本人に対し直接その額を支払う。但し労働基準法第 24 条の定めによる
「賃金控除の協定」によるものについては給与から控除する。

- 2 受給者の意志により預金口座に振込みを希望する場合は職員本人の預金口座に振込み支給することができる。

第 2 章 給料の形態・給料表及び適用範囲

(給 料)

第 8 条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として、すべての職員に対して支給する。

- 2 給料は、月給制及び日給制の 2 種類とする。

月給制 常勤職員及び嘱託

日給制 臨時雇用人

- 3 月給制による職員の給与は月額により定める。

- 4 日給制による職員の給料については 1 時間を単位として定める。

(給料表)

第 9 条 月給制による職員の給料月額は、社会福祉法人歓びの園みゆき広場給料表別表(7)～別表(11)で定める。

第 10 条 給料表の適用範囲は次の通りとする。

(1) 給料表 行政一 (施設管理者、看護師、事務員、支援員、相談支援専門員、栄養士)

(2) 給料表 行政二 (調理員)

ただし、当該職務の級の号俸が同表に定められていないときは、同表に定められる号俸を基礎として他の職員との均衡を考慮して理事長が決定する。

(職務別等級)

第 11 条 職員の職務の格付けは、別表(1)標準職務表によるものとする。

(初任給)

第 12 条 新たに職員となった者の号給は、別表(2)初任給号給表に定める初任給の基準に従い決定する。ただし、特別の技能・経験のあるものについては、基準表にかかわらず理事長が定める。

(経験年数の加算)

第 13 条 職員の経験年数は、別表(3)「経験(経歴)年数換算表」で換算した年数のもとに、別表の(4)「有効経験年数換算表」で得た換算年月を初任給基準に加算する。

- 2 職歴換算において、端数を生じた場合は切捨てる。

第 3 章 昇 格、 降 格

(昇格、降格)

第 14 条 理事長は、就業規則の規定により職員を昇任させた場合は昇格をさせ、また、降任させた場合は降格をさせる。

- 2 昇格は、昇格前に受けている給料月額を上位の級の同額の号給又は直近上位の給料月額の号給に格付けすることにより行う。
- 3 降格は、降格前に受けている給料月額を下位の級の同額の号給又は直近下位の給料月額の号給に格付けすることにより行う。

(昇 給)

第 15 条 昇給は、定期昇給と臨時昇給とに分け、次の通りとする。

- (1) 定期昇給は、毎年 1 回これを行うことを旨とするが、法人の財政状況により行わないことがある。また、現給をうけてから 1 年を下らない期間良好な成績で所定の勤務日数の 8 割以上勤務した者につき、その者の給料の同一給料表の 1 号級上位の号級に昇給させることができる。
- (2) 臨時昇給は勤務成績が特に良好である場合、又は、他の職員との均衡上特に必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する時間を短縮して昇給させることができる。
- (3) 職員の年齢が満 55 歳に達した日以後昇給は、停止する。ただし、勤務成績が特に良好である職員については、理事長の判断により昇給させることができる。
- (4) 昇給は予算の範囲内で行なわなければならない。
- (5) ベースアップ等支援加算手当(以下「ベースアップ等加算」という。)の新設(引上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)により、福

社・介護職員処遇改善臨時特例交付金からベースアップ等加算に移行し令和4年2月からの昇給額を引き続き支給する。尚、ベースアップ等加算による収入が、賃金改善額を上回る場合は、年度内に一時金として支給する。また、この昇給額は国によるベースアップ等加算が改廃された場合にはその例による。

(昇給しない場合)

第16条 次の各号に該当する者に対しては昇給を行わないことを原則とする。

- (1) 休職中の者
- (2) 勤務成績のきわめて悪い者、年間欠勤日数が30日以上の方
- (3) 前項の規定にかかわらず就業規則第41条により減給できる。

(復職時等の給料月額調整)

第17条 休職、休業のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、勤務に復帰するに至った日以後において、その者の給料月額を調整(昇給期間の短縮をふくむ。)することができる。

第4章 手 当

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げるもので他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養をうけている同一世帯のものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者(内縁関係を含む)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある、弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については6,500円、同項第2号については1人につき10,000円、その他の扶養親族については1人につき6,500円とする。また、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円を加算する。

4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合には、または次に掲げる各号の一つに該当する事実が生じた場合には、その職員は直ちにその旨を届けなければならない。

- (1) 新たに扶養家族たる要件を具備するに至った者がある場合。
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った場合。

5 次のような場合は扶養親族とはならない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている場合。
- (2) その他の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年間130万円程度以上である者。
- (3) 重度心身障害者の場合は上記によるほか、終身労務に服することができない程度でない者。

(扶養手当の支給方法)

第19条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日から、職員に前条第4項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日から、それぞれの支給を開始し、又は改訂する。ただしその届け出が、これにかかる事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届け出を受理した日から支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

2 扶養手当は、職員に前条第4項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の翌月からその支給額を改訂する。

(住居手当)

第20条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 家賃を必要とする借家に居住するもので月額12,000円を超える家賃を支払っている職員であること。

2 前項に掲げる職員に支給する住居手当の月額は、別表(5)住居手当支給要項で得た額とする。

(通勤手当)

第 21 条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用して、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員であること
 - (2) 通勤のため、自転車その他の交通用具を使用することを常例とする職員であること。
但し、前号による通勤距離が片道 2km 未満である職員は除く。
- 2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の月額、別表 (6) 通勤手当支給要項で得た額とする。

(運転手当)

第 22 条 施設利用者の送迎で車の運転業務に就いた職員 (添乗を含む) に対し、送り、迎えを月 15 回以上した場合月額 10,000 円を支給する。また、送迎で 10 人乗り車両を運転する職員には月額 5,000 円を加算する。

(資格手当)

第 23 条 資格手当は法人の認めた資格を有する職員に対して支給するものとし、基本資格手当として 3,000 円を月額により支給する。また、次の資格を有する場合、各号につき各金額を支給する。

- (1) ホームヘルパー 2 級 2,000 円 (但し、介護福祉士取得者は除く)
- (2) 介護福祉士 4,000 円
- (3) 社会福祉士 4,000 円
- (4) 精神保健福祉士 4,000 円
- (5) 公認心理師 2,000 円
- (6) 介護支援専門員 2,000 円

2 上記資格取得した職員には、報奨金として各号 20,000 円を支給する。

(主任手当)

第 24 条 主任に対し、主任手当 20,000 円を月額により支給する。

(サービス管理責任者手当)

第 25 条 サービス管理責任者に対し、サービス管理責任者手当 10,000 円を月額により支給する。

(宿日直手当)

第 26 条 宿日直手当は、次の通り支給する。

- (1) 宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、第 29 条に定める時間外勤務手当は支給しないこととし、その勤務 1 回に対して平日は 5,900 円、土曜日は 8,850 円等の宿直手当、又はその勤務 1 回(半日)に対して 2,950 円の日直手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第 27 条 時間外勤務手当は、次の通り支給する。

- (1) 就業規則第 23 条 5、第 24 条 4 の規定による正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対し、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 125/100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 150/100) 支給する。

(施設管理職手当)

第 28 条 施設管理者に対し、施設管理者手当を支給する。支給額は、次の通りとする。

- (1) 施設管理者手当は、月額 15,000 円とする。
- 2 施設管理者に異動があった場合、支給額の見直しを行う。

(期末手当)

第 29 条 期末手当は、6 月 1 日、12 月 1 日、(以下「期末手当基準日」という。) にそれぞれの日に在職する職員に対し支給する。これらの期末手当基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。ただし、期末手当基準日に休職中の職員 (業務上の疾病による休職は除く。) 及び懲戒処分として停職の処分を受けている職員は含まれないものとする。

在 職 期 間 別 割 合

期末手当基準日が 6 月 1 日・12 月 1 日である場合	割 合
6 ヶ月	100/100%
5 ヶ月以上 6 ヶ月未満	80/100%

3ヶ月以上5ヶ月未満	60/100%
3ヶ月未満	30/100%

2 期末手当の額は、前項の職員がそれぞれの期末手当基準日現在において受けるべき給料の6月においては100分の100、12月においては100分の100および在職期間による割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、前条第1項の職員に支給する。支給額は基準日現在に受けるべき(給料)×6月においては100分の115、12月においては100分の135×基準日前の勤務期間ごとに定める(支給割合)×成績率とする。

(期間率) 支給額=期間率×成績率

勤務期間	支給割合	勤務期間	支給割合
6ヶ月	100%	2ヶ月15日以上3ヶ月未満	40%
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	95%	2ヶ月以上2ヶ月15日未満	30%
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	90%	1ヶ月15日以上2ヶ月未満	20%
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	80%	1ヶ月以上1ヶ月15日未満	15%
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	70%	15日以上1ヶ月未満	10%
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	60%	15日未満	5%
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	50%	0	0%

(成績率) 0/100~150/100 <6月1日・12月1日>

(処遇改善手当)

第31条 処遇改善手当は、次の通り月額及び時給により支給する。ただし、これらの日に休職中の職員(業務上の疾病による休職は除く。)及び懲戒処分として停職の処分を受けている職員は含まれないものとする。

- (1) 常勤の生活支援員に対し、月額30,000円を支給する。
- (2) 常勤の相談支援員に対し、月額24,000円を支給する。
- (3) サービス管理責任者に対し、月額24,000円を支給する。
- (4) 非常勤専従の生活支援員及び看護職員に対し、時給160円を支給する。また、介護福祉士を有する職員は時給40円を加算する。
- (5) 1日6時間勤務の非常勤の調理員に対し、月額4,000円を支給する。
- (6) 1日3時間勤務の非常勤の調理員に対し、月額2,000円を支給する。
- (7) 事務業務を兼務する生活支援員に対し、月額26,000円を支給する。

2 また、この処遇改善手当は、国による介護給付費処遇改善加算が改廃された場合にはその例による。

3 処遇改善による収入が、賃金改善額を上回る場合は、年度内に一時金として支給する。

(特定処遇改善手当)

第32条 特定処遇改善手当は、次の通り月額及び時給により支給する。ただし、これらの日に休職中の職員(業務上の疾病による休職は除く。)及び懲戒処分として停職の処分を受けている職員は含まれないものとする。

- (1) 以下の要件に該当するとともに、勤続年数10年以上(勤続年数は2019年10月1日時点とし、以降は随時該当者が10年に達した翌月より支給する。)の常勤職員に月額10,000円を非常勤職員に時給60円を支給する。
 - ・生活支援員や障害福祉サービス2年以上の経験者のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者
 - ・公認心理師
 - ・サービス管理責任者
- (2) (1)に該当しない生活支援員、公認心理師、サービス管理責任者資格保有者で常勤職員は月額5,000円を非常勤職員に時給30円を支給する
- (3) (1)及び(2)以外の非常勤職員に対し、時給15円を支給する。

2 また、この特定処遇改善手当は、国による介護給付費特定処遇改善加算が改廃された場合にはその例による。

3 特定処遇改善による収入が、賃金改善額を上回る場合は、年度内に一時金として支給する。

(休職者の給与)

第 33 条 就業規則 9 条により休職を命じられたときの期間中における給与は支給しないことを原則とする。

第 5 章 退職金

(退職金)

第 34 条 職員の退職金は社会福祉施設職員退職手当共済法に定める、退職手当共済制度により行う。

第 6 章 改正

(改正)

第 37 条 この規約の改正は、職員との協議の上、社会福祉法人歓びの園理事会の議決により行う。
附 則

この規程は平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(1)

標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 生活支援員・相談支援員・看護師・事務員・調理員(栄養士、その他)の職務 2 主任の職務
2級	1 相当困難な業務を行う生活支援専門職・相談支援専門職・看護師・事務員・調理員(栄養士、その他)の職務 2 相当困難な業務を行う主任の職務 3 サービス管理責任者の職務
3級	1 困難な業務を行う生活支援専門職・看護師の職務 2 相当困難な業務を行うサービス管理責任者の職務 3 施設管理者の職務
4級5級6級 7級8級9級 10級	1 相当困難な業務を行う施設管理者の職務

別表(2)

職種別初任給基準表

職 種	学 歴	初 任 給	
		等 級	号 給
施設管理者		3	1
サービス管理責任者		2	1
看護師	大 学 院	1	8
事務員	大 学 卒		6
生活支援員	短 大 卒		4
相談支援員	高 校 卒		2
栄養士			
調理師	大 学 院	1	8
	大 学 卒		6
	短 大 卒		4
	高 校 卒		2
	中 学 卒		2

別表（3）

経験（前歴）年数換算表

経験の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
社会福祉施設における 在職期間	職務が同種又は類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
民間企業、公務員、 その他団体等の職員 としての在職期間	職務が同種又は類似しているもの	8割以上	
	その他のもの	5割以上	
学校又は学校に準ずる 教育期間における 在職期間		10割以下	在職期間は正規の額年数の範囲内とする (卒業を前提)
その他の期間	直接関係があると認めるもの	5割以下	他の職員との均衡を著しく失する場合は8割以上とする
	その他のもの	2.5割以下	他の職員との均衡著しく失する場合は5割以下とする

※ 換算による端数は切り捨てる

別表（4）

有効経験年数換算表

経験年数換算表による年数	換算年月		備考
	年数	月数	
1	0	6	※ 換算年月の年数欄の数字は加算号給 ※ 換算年月の月数欄の数字は昇給短縮月数
2			
3	1	0	
4			
5	1	6	
6			
7	2	0	
8			
9	2	6	
10			
11	3	0	
12			
13	3	6	
14			
15	4	0	
16			
17	4	6	
18			
19	5	0	※ 19年以上は同じ
20			

別表（５）

キャリアパス基準

職位	求められる能力	必要 経験年数	対応 役職
経営職	①戦略的な経営計画・立案・推進 ②組織運営管理 ③経営層のサポート危機管理能力 ④プロジェクト管理能力	15 年以上	施設長
管理職	①事業計画策定への提言能力 ②危機管理能力 ③部下の育成能力 ④プロジェクト管理能力 ⑤統率力（士気高揚） ⑥職場の維持管理・人間関係まで含めた総合的な労働管理において、適切な判断・対応がとれる	10 年以上	副施設長
監督職	①指導力 ②達成がかなり困難な課題について、上司の指示によりグループをまとめ問題解決にあたることができる ③管理職不在時に代行できる	5 年以上	主任
中級	①実務に関する比較的高度な知識及び高度な経験を元に、応用的判断を要する業務を遂行できる ②問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決を実践できる ③下級者に自己の経験を生かし指導できる	2～4 年	一般
初級	①社会人・組織人・介護職員として自己を確立 ②通常の業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる	6 ヶ月 ～1 年	一般

職員評価シート (3: 常に出来ている 2: だいたい出来ている 1: 不足している)

区分	項目	本人			評価者		
		3	2	1	3	2	1
責任感	①自分の役割、立場を充分理解し、期待に応える努力をしたか。						
	②責任の回避や転嫁をせず、命じられた仕事を納期どおり、業務マニュアルどおりやり遂げたか。						
積極性	①仕事のやり方の改善提案や、効率化について意欲的に取り組んだか。						
	②材料、経費、時間等の節減に意欲的に取り組んだか。						
	③困難な問題にも自発的に挑戦したか。						
協調性	①施設や職場での協力、融和に意欲的に取り組んだか。						
	②常に、他の人のことも考えて気を配って仕事をしたか。						
	③職場全体の行動などに進んで参加し協力したか。						
規律性	①施設や職場の一員としての自覚を持ち、どれだけ、方針、規則、ルールを守ったか。						
	②上司からの指示、命令を守って行動したか。						
	③職場の秩序を守ったか。						

別表（6）住居手当支給要領

手当名	支給金額	支給対象	支給対象外
<p>住居手当</p>	<p>・自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている場合（借家居住者）……………最高28,000円</p> <p>ア. 月額27,000円以下の家賃の場合。 家賃の月額－16,000円</p> <p>イ. 月額27,001円以上の家賃の場合。 $\frac{1}{2} \times (\text{家賃の月額} - 27,000\text{円}) + 11,000\text{円}$ ㉠</p>	<p>・住宅は職員の生活の本拠となっているものに限る。</p> <p>・「借家居住者」の支給対象職員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 借り受けた住宅に居住している職員に限る。 2. 職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員。 3. 職員が職員又はその扶養親族と下記に掲げる者とが共同して借り受けている住宅に当該配偶者等と同居し、家賃を支払っている場合、その生計を主として支えている職員に限る。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 職員の配偶者 イ. 職員の一親等の血族又は姻族である者。 <p>・「家賃」には次のものは含まない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利金、敷金、礼金、保証金、その他これらに類するもの。 2. 電気、ガス、水道料等の料金。 3. 共益費。 4. 店舗付住宅の店舗部分、その他これに類するものにかかる借料。 <p>・食費等をあわせて支払っている場合の家賃の算定基準。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合、その支払額の40%に相当する額。 2. 居住に関する支払額に電気、ガス又は、水道の料金が含まれている場合、その支払額の90%に相当する額。 	<p>・借家居住者のうち、次の職員には手当が支給されない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家公務員宿舎法第1条の規定による有料宿舎を貸与され使用料を支払っている職員。 2. 配偶者、父母又は配偶者の父母で、扶養手当支給上の扶養親族として認定されている者以外（扶養親族でない配偶者等）が所有し、又は借り受けて居住している住宅及び扶養親族が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅。 3. 扶養親族でない配偶者等が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又はこれらの者が譲渡留保目的で債権者にその所有権の一時的な移転（譲渡担保のための移転）をしている住宅でこれらの者が居住している住宅。 4. 職員の扶養親族たる者が譲渡担保のための移転をしている住宅。 5. 世帯主である職員と同居しているその配偶者（職員である者に限る。）の扶養親族である者が、所有する住宅、所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員。

別表（7）通勤手当支給要領

手当名	支給金額	支給対象	支給対象外
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関等利用者 運賃相当額（最高支給額限度月額55,000円） ※6ヶ月定期券等の価額で一括支給 	<ul style="list-style-type: none"> 通勤距離が片道2km以上である職員 交通機関等利用者 通勤のため交通機関又は有料道路（交通機関等）を利用し、かつ、その運賃又は料金（運賃等）を負担することを常例とする職員。 交通用具使用者 通勤のため自転車その他の交通用具（自動車等）を使用することを常例とする職員。 交通機関等と交通用具との併用者 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、交通用具を使用することを常例とする職員。 <p>※交通用具とは、自転車、自動車等の交通用具。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関等を利用しなければ、通勤することが著しく困難である職員^{※1}以外で、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離^{※2}が片道2km未満の職員。 交通用具を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離^{※2}が片道2km未満の職員。 交通機関と交通用具との併用者で、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離^{※2}が片道2km未満である職員。 <p>※1 著しく困難な職員とは、住居又は勤務官署が離島にある職員とか、障害のため歩行することが著しく困難な職員をいう。</p> <p>※2 通勤距離とは、職員の勤務官署と、職員の住居との間における一般に利用しうる最短の経路の長さ。</p>
	ア. 片道2km以上5km未満.....2,000円	<p>交通機関等利用者に対する通勤手当の額は、その者が利用する交通機関等に応じて6ヶ月を超えない範囲内で人事院規則で定める期間（以下「特定期間」）についての運賃等相当額とすること。ただし、当該運賃相当額を当該特定期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは、55,000円を1ヶ月当たりの当該通勤手当の額の限度とすること。</p>	
	イ. 片道5km以上10km未満.....4,200円		
	ウ. 片道10km以上15km未満.....7,100円		
	エ. 片道15km以上20km未満.....10,000円		
	オ. 片道20km以上25km未満.....12,900円		
	カ. 片道25km以上30km未満.....15,800円		
	キ. 片道30km以上35km未満.....18,700円		
	ク. 片道35km以上40km未満.....21,600円		
	ケ. 片道40km以上45km未満.....24,400円		
コ. 片道45km以上50km未満.....26,200円			
サ. 片道50km以上55km未満.....28,000円			
シ. 片道55km以上60km未満.....29,800円			
ス. 片道60km以上.....31,600円			

社会福祉法人 歓びの園 みゆき広場給料表別表 (8)

行政職俸給表(一)

(円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>	<u>468,500</u>	528,900	
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>	<u>469,000</u>		

社会福祉法人 歓びの園 みゆき広場給料表別表 (9)

行政職俸給表(一)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800				
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				

社会福祉法人 歓びの園 みゆき広場給料表別表 (10)

行政職俸給表(一)

(円)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100							
99		297,500	345,500							
100		297,900	345,800							
101		298,100	346,100							
102		298,400	346,500							
103		298,800	346,900							
104		299,100	347,300							
105		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000								
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125		305,200								

社会福祉法人 歓びの園 みゆき広場給料表別表 (11)

行政職俸給表 (二)

(円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
1	152,300	200,200	219,900	260,200	285,500	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
2	153,400	201,200	221,000	261,400	287,300	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
3	154,400	202,200	221,900	262,400	288,900	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
4	155,300	203,000	222,800	263,500	290,500	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
5	156,400	203,700	223,800	264,200	292,100	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
6	157,500	205,200	225,100	265,200	293,400	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
7	158,600	206,500	226,300	266,100	294,500	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
8	159,500	207,600	227,400	267,000	295,700	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
9	160,600	208,900	228,700	267,600	296,900	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
10	161,800	209,600	230,300	268,300	298,600	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
11	162,900	210,400	231,800	269,100	300,300	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
12	164,000	211,100	233,000	269,900	301,800	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
13	165,400	212,200	234,100	270,700	303,100	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
14	166,700	213,100	235,300	271,500	304,600	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
15	167,900	214,000	236,500	272,300	306,000	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
16	169,000	214,800	237,400	273,100	307,300	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
17	170,200	215,700	238,000	273,800	308,800	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
18	171,400	216,700	238,400	274,800	310,300	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
19	172,600	217,600	238,800	275,700	311,900	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
20	173,700	218,500	239,300	276,500	313,500	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
21	175,200	219,200	239,800	277,400	314,500	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
22	176,700	220,000	241,100	278,000	315,900	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
23	178,200	220,800	242,300	278,700	317,200	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
24	179,600	221,400	243,200	279,400	318,500	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
25	181,000	222,100	244,300	279,900	319,600	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
26	182,500	222,600	245,500	280,600	321,000	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
27	184,000	223,000	246,700	281,400	322,400	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
28	185,400	223,500	247,900	282,100	323,800	70	221,100	255,100	284,300	312,300	
29	187,100	224,100	248,700	282,900	325,300	71	221,400	255,500	285,100	312,800	
30	188,800	225,100	249,800	283,800	326,500	72	221,700	255,800	285,800	313,300	
31	190,500	226,000	251,000	284,600	327,800	73	221,900	256,000	286,500	313,600	
32	192,200	226,600	252,100	285,400	329,000	74	222,300	256,300	287,200	314,100	
33	193,300	227,100	253,200	286,100	330,000	75	222,600	256,700	287,900	314,600	
34	194,700	228,100	254,100	287,000	330,900	76	223,000	257,100	288,700	315,000	
35	195,800	229,100	255,000	287,900	332,000	77	223,200	257,400	289,200	315,200	
36	196,800	230,100	256,000	288,800	333,100	78	223,700	257,800	289,700	315,500	
37	198,200	230,600	257,000	289,400	334,200	79	224,000	258,200	290,100	315,800	
38	152,300	231,700	257,800	290,200	335,200	80	224,300	258,600	290,500	316,100	
39	153,400	232,800	258,600	291,000	336,200	81	224,600	258,900	290,900	316,400	
40	154,400	233,800	259,500	291,800	337,200	82	224,900	259,200	291,300	316,700	
41	155,300	234,500	260,400	292,400	338,100	83	225,200	259,500	291,800	317,000	
42	156,400	235,500	261,300	293,400	339,000	84	225,500	259,700	292,300	317,300	

社会福祉法人 歓びの園 みゆき広場給料表別表 (12)

行政職俸給表 (二)

(円)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
85	225,800	259,900	292,600	317,500		127		270,600	307,500		
86	226,100	260,100	293,100	317,900		128		270,900	307,700		
87	226,400	260,400	293,700	318,200		129		271,100	307,900		
88	226,700	260,700	294,200	318,400		130		271,300	308,200		
89	227,000	260,900	294,500	318,600		131		271,600	308,500		
90	227,400	261,100	295,000	318,900		132		271,900	308,700		
91	227,700	261,400	295,500	319,200		133		272,100	308,900		
92	228,000	261,600	295,800	319,500		134		272,300			
93	228,200	261,900	296,200	319,700		135		272,600			
94	228,500	262,200	296,700	320,000		136		272,900			
95	228,800	262,500	297,200	320,300		137		273,100			
96	229,100	262,700	297,700	320,500							
97	229,300	262,900	298,000	320,700							
98	229,600	263,200	298,400	321,000							
99	229,800	263,400	298,900	321,300							
100	230,100	263,700	299,400	321,500							
101	230,400	264,000	299,800	321,700							
102	230,600	264,200	300,200								
103	230,900	264,500	300,500								
104	231,200	264,800	300,800								
105	231,500	265,000	301,100								
106	232,000	265,200	301,500								
107	232,300	265,500	301,900								
108	232,600	265,700	302,300								
109	232,800	266,000	302,600								
110	233,200	266,300	303,000								
111	233,600	266,600	303,400								
112	233,900	266,800	303,700								
113	234,100	267,000	303,900								
114	234,600	267,300	304,200								
115	235,100	267,500	304,500								
116	235,600	267,700	304,700								
117	235,900	268,000	304,900								
118	236,300	268,300	305,200								
119	236,700	268,600	305,500								
120	237,000	268,900	305,700								
121	237,400	269,100	305,900								
122		269,300	306,200								
123		269,600	306,500								
124		269,900	306,700								
125		270,100	306,900								
126		270,300	307,200								